

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【2 学校給食費の調整について】

Q2-1 学校給食費の調整とは何ですか？

A2-1 学校給食費の調整とは、第10期（3月末日）に、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた学校給食費と、1年間の給食実食数に対する学校給食費を比較して、実食数に対する学校給食費が多かった場合は、精算すべき金額をお支払いいただき、少なかった場合は過納分の学校給食費をお返しすることです。

年度途中で市外の学校に転出する場合も、転出日までにお支払いいただいた学校給食費と実食数に対する学校給食費を比較して、請求金額の調整を行います。

Q2-2 なぜ、学校給食費の調整が必要なのですか？

A2-2 1年間の学校給食実施予定回数は、年度始めに立てた年間行事予定をもとに設定した実施回数です。

しかし、実際には、感染症防止対策、気象警報発令等による臨時休業や学年・学級閉鎖、行事日程の変更等により、学校給食実施回数が変更されることがあるため、第10期において学校給食費の調整をさせていただきます。

Q2-3 学校で給食を食べない日があった場合、その日すべての学校給食費を支払わなくてもよいのですか？

A2-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整（減額）の対象になりません。これは、給食に使う食材の発注が間に合わないためです。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く。）の場合も調整の対象になりません。ご理解をお願いします。

Q2-4 どのような場合に、学校給食費を調整してもらえますか？

A2-4 学校給食費の調整については、次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上（学校休業日を除く。）欠席する旨を、学校給食の停止を希望する日の5日前（土日祝を除く。）までに届け出た場合	学校給食の停止・変更する旨を届け出た日から起算して5日後（土日祝を除く。）の学校給食費から調整する。 ※「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」の提出が必要
食物アレルギーなどが原因で、給食内容を変更する場合	
年度途中で、東広島市以外の学校に転出する場合	
感染防止対策、気象警報発令などにより学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	学校給食の停止を臨時休業、学年・学級閉鎖をする前日の午前中に決定した場合に調整する。
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を減額する。